

1. 計画策定の趣旨

令和3年に第3期潟上市地域福祉計画(計画期間:令和3年度～令和7年度)を策定し、基本理念の「一人ひとりが、「我が事」として地域に関わり、みんなの力で支え合う福祉のまち”かたがみ”」の実現に向け各種施策を推進してきたが、社会を取り巻く環境の変化により、福祉に関する諸課題へのさらなる対応が必要となっています。

〈主な課題〉

◇少子高齢化の進展に伴い、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」、地域コミュニティの希薄化等による、急激な介護力の不足や育児と介護に同時に直面する問題「ダブルケアラー」が増加しています。

〈解決に向けて〉

◇行政、地域住民、自治会、民間団体や社会福祉協議会などが、地域の生活課題解決のために様々な活動を組み合わせ、協力し合いながら日常生活上の不安の解消や課題の解決を図る必要があります。

福祉政策全般に係る市民と行政の協働に関する方策などさらなる地域福祉推進に必要な基本事項を明確化するとともに、本市総合計画を上位計画とし福祉保健分野の個別計画との整合性を図るため、令和8年度から令和11年度までの4年間を計画期間とする「**第4期潟上市地域福祉計画**」を策定します。

また、世代や属性を超えた包括的な支援体制を構築するため、「**第2期潟上市成年後見制度利用促進基本計画**」及び「**潟上市再犯防止推進計画**」を包含し、地域福祉として一体的に展開します。

2. 基本理念

みんながつながり 地域で支え合い ともに育む 心豊かなまち

「地域共生社会」の実現に向けて、本市の地域福祉をより一層推進していくためには、地域住民や地域の関係団体、関係機関、行政などのみんながつながり、お互いに支え合いながら、市民一人ひとりが、生涯にわたって生きがいを持ち自分らしく生活できる地域づくりを進めていくことが必要です。

3. 策定スケジュール

市民アンケート調査、市民を含む幅広い層から構成される福祉諸計画検討委員会での検討及びパブリックコメントを実施することで、行政と市民との協働による計画策定を目指します。

4月	・福祉諸計画庁内検討委員会(1回目)
5月	・第4期潟上市地域福祉計画(仮称)策定方針の決定
6月～7月	・市民意識調査の実施(市民2,000人へのアンケート調査)
9月	・福祉諸計画検討委員会(1回目)
10月	・福祉諸計画庁内検討委員会(2回目) ・企画調整会議
11月	・部長会議(政策案件審議) ・福祉諸計画検討委員会(2回目)、市政協議会での説明
1月	・パブリックコメントの実施、必要に応じて福祉諸計画検討委員会(3回目)
3月	・市議会へ提出

4. 第4期潟上市地域福祉計画(案)

基本理念の実現に向けて、5つの基本方針を柱とし、これまでの地域福祉計画に関わる取組等を継承し、より具体的かつ包括的な地域福祉施策を実施します。

基本方針1 地域の多様な福祉課題に対する連携した取組の推進

○健康づくり ○生きがいづくり ○高齢者福祉 ○障がい者福祉
○子育て支援 ○安全・安心のまちづくり ○権利擁護

基本方針2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進

○効果的な情報提供 ○相談体制の充実

基本方針3 地域における社会福祉を目的とした事業活動基盤の充実

○地域福祉ネットワークの整備 ○就労・雇用 ○防災対策

基本方針4 地域福祉に関する活動への住民参加の促進

○担い手の育成 ○社会参加の促進

基本方針5 包括的な支援体制の整備

○関係機関との連携強化

〈包含〉第2期潟上市成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用促進に向けた3つの「基本方針」と9つの「施策」を設定し、計画的に事業を展開します。

基本方針1 権利擁護に対する共通理解の促進

①権利擁護に関する制度の周知・情報発信 ②権利擁護を支援する関係者の理解促進
③意思決定支援の浸透

基本方針2 地域連携ネットワークの構築

①成年後見制度に関する相談窓口の周知 ②関係機関との連携強化
③日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携の推進

基本方針3 権利擁護支援が必要になっても安心して暮らすことのできる体制の整備

①権利擁護支援が必要な人への相談・支援 ②成年後見制度利用支援事業の推進
③市長申立ての適切な実施

〈包含〉潟上市再犯防止推進計画

基本方針 犯罪や非行をした人が孤立することなく、円滑に地域社会に復帰できるよう支援することで、再犯者数の減少を目指します。また、犯罪による被害を防止し、安全・安心な社会の実現のため、関係機関と連携して取組を推進します。

重点課題への取組

就労と居場所の確保による支援

保健医療・福祉サービスの提供による支援

学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進

民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進